

大網白里市子ども・子育て支援推進会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、推進会議の都度、会議場の規模等を考慮して定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 推進会議を傍聴しようとする者は、推進会議開始の15分前までに、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、推進会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、推進会議を傍聴するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 推進会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、推進会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等、無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 委員長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他推進会議の秩序を乱し、又は推進会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、委員長が傍聴を認めない事項を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

2 委員長は、推進会議の振興を妨げる者に対し、退場を命ずることができる。
(委員長の指示)

第7条 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。
(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 委員長は、傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、その者に対して会議場から退場を命ずることができる。
(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月14日から施行する。